南国市の未来をかけたほ場整備事業

ほ場整備事業シリーズ①

「21世紀型水田農業モデル」より転載

わが国の農業をめぐって、外国からの農産物の市場開放の要請の増大、また農産物価格の低迷と産地間競争の激化など、内外ともに厳しくなっています。

そのために、農業の体質強化と活性化を図る強力な政策が要求されています。

高知県では農業はきわめて重要な産業であり、現在南国市は耕地面積、生産額に県下第一位、農業所得は二位、一戸あたりの生産所得は七位、十㌃あたりの生産所得は十二位です。しかし、十万人都市を目指す副県都構想の中で、物流基地、し尿処理場、高規格道路、空港再拡張など、土地利用の見直しもせまっており、約百㌶の農地がなくされようとしている状況にあり、農地の有効利用をせまられています。

それには農業の基盤整備、特にほ場整備が急務であり、営農の省力化、農地の集団化による経営規模拡大、また高度利用による生産性の向上、そして農村環境の改善まで図っていく必要にせまられています。

ほ場整備係は、これらのニーズに応えるべく、平成四年四月に発足。農家の皆さんにほ場整備事業とはどんなものか、そしてどういう仕組みで事業が行われるのか、概要を紹介していきます。

ほ場整備とは

ほ場整備とは、区画整備を中心に「かんがい排水」「農道」などを総合的に一挙に整備することです。

その効果として、①**大型機械の導入**が可能となり、農作業時間が1／3程度に短縮できます。②**各ほ場ごとに水のかけひき**ができ、ほ場一枚ごとに農道と接することになり、他人のほ場を通らないで機械、収穫物を自由に搬出入ができるようになります。③分散しているほ場の集団化ができ、通作距離が短縮され便利になります。④湿田の場合は**乾田化**されるので、田畑の切り替えが自由こなり、畑作物の栽培や裏作など、土地の利用が増大され収量の増加も期待できます。⑤幹線道路や、排水路も整備されるので、**まちづくりの基礎**ができます。

ほ場整備は、家の新築などと違って、何百年に一度の大事業。しかも、家屋と違って個人の力だけではどうにもなりません。周辺の地域全体の農地を含めて整備することが不可欠、つまり共同事業であり皆の合意が必要になります。

お互いに十分納得が行くまで話合い、協力し合うことが最も大切です。

事業のしくみと手続き

事業を行うためには、「土地改良法」にもとづく認可手続きが必要。この手続きの特徴は、受益者の皆さんの申請にもとづく事業です。つまり、受益者の皆さんの申請がなければ事業はできません。

申請には受益者の同意が必要ですが、法律上は全員の賛成がなくても、2／3以上の同意があれば申請できます。

しかし、他の土地改良事業と違い、個人の私有財産である農地に直接手を加え、所有権、耕作権の移動をともなう事業ですから、2／3の賛成があれば、1／3の反対を押し切ってまで実施することなど、現実的には不可能です。お互いが納得するまで話合い、理解することが大切です。

国や県の補助事業への申請時は、一般的には大字ごとに85㌫以上の同意が一応の目安となっていますが、最終的には百㌫必要であることはいうまでもありません。

何事も最初が大切。法律の手続きは、県市がお世話しますが、部落単位で話を十分煮詰めるなど、全員の全面的な合意が得られるよう、時間をかけても努力することが早期完了のカギになります。

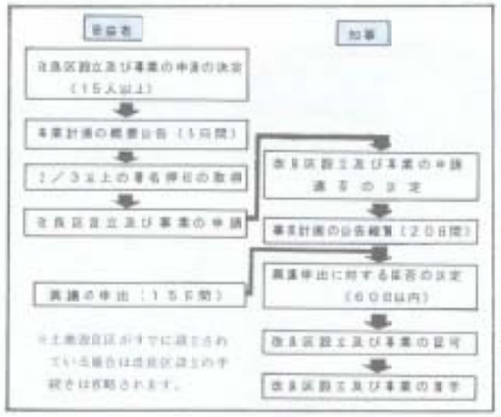

負担はどれだけかかるか

補助事業

ほ場整備事業を実施するために要する費用は、地形、傾斜、土質等によってかなり差はありますが、高知県では補助対象事業費で十アール当り百万～百二十万円程度です。

この費用はだれがどのような割合で、負担するのでしょうか。

負担割合は下の図のようになります。

十アール当り百二十万円と仮定した場合の地元負担金は、県営事業の場合で二十四万円、団体営事業の場合、五十四万円となります。

しかし、この地元負担金についても全額農林漁業金融公庫の融資が受けられることになっています。ただし、一戸当り七百万円までとし、これを越える場合はこえる部分に対して八十㌫となっています。

非補助事業

国の補助金の出ない非補助事業の場合は、事業費全額について農林漁業金融公庫の低利融資を借りることが出来ます。

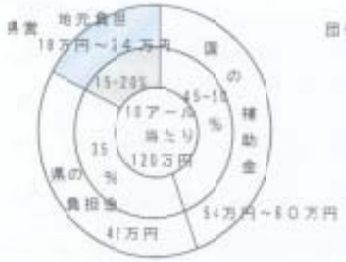

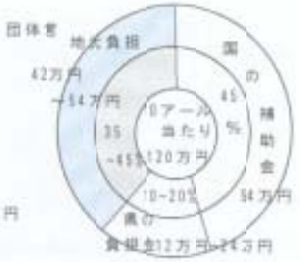

県営や団体営とはどういうことか

土地改良事業を実施する場合、事業主体を決めなければなりません。事業主体とは、事業を執行する機関のことで、この機関の長が事業実施の代表者です。

県が事業主体の場合、代表者は知事であり執行機関は県で、この場合県営事業といいます。同じく、土地改良区、市町村、農協などが事業主体となる事業を団体営事業といいます。県営事業は六十㌶または条件により二十㌶（転作が三十三㌃以上）以上が事業の採択基準になります。

また、団体営事業の場合は二十㌶（山村、過疎などの特別地区は十㌶）以上となっています。（農村整備の手引きより）

※お問い合せは、農林課ほ場整備係（☎市役所内線232）まで

「21世紀型水田農業モデル」より転載

ほ場整備事業の種類

区分	事業主体	土地改良法上の手続	受益資格
県営	県	2／3以上の賛意	1㌶以上（条件によりその1/2以上）
団体営	土地改良区 土地改良区連合	2／3以上の賛意	1㌶以上（条件によりその1/2以上）
	市	2／3以上の賛意、市議会の議決	
	農業協同組合 農業協同組合連合会 農林漁業金融公庫法人	全員の合意 総会の議決	
	二条資格者個人（共同施行）	全員の合意	